

多発する米軍特殊車両の交通事故等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年四月十二日

喜屋武眞榮

参議院議長 木村睦男殿

多発する米軍特殊車両の交通事故等に関する質問主意書

本年三月のわずか一カ月の間に、沖縄県下で四件もの米軍特殊車両による事件及び交通事故が連続し、沖縄県議会は四月八日に臨時議会を開いて、「米軍特殊車両の通行及び事故防止に関する決議・意見書」を全会一致で採択するなど、現地沖縄では大きな社会的、政治的問題となっている。そこで、以下尋ねたい。

- 一 これら四件の事件及び事故の発生日時、場所、事実の概要を示されたい。
- 二 これら四件の事件及び事故の原因は、何にあると政府は認識しているか。
- 三 四件の事件及び事故のそれぞれについて、当局は米軍側に対してどのような措置を採り、また米軍側はこれらの措置に対してどのような対応をしたのか、示されたい。
- 四 道路法第四十七条及びこれを受けた車両制限令の立法の目的は何か。

五 米軍特殊車両の通行に関しては、車両制限令第十四条により、同令の適用が除外されている。その理由は何か。

また、この適用除外は、道路法第四十七条及び車両制限令の立法目的との関係ではどのように考えたらいいか。

六 車両制限令の適用が除外されるのは、米軍特殊車両のほかにはどのようなものがあるか、網羅的に示されたい。

七 米軍特殊車両が、車両制限令の適用を除外される理由と、米軍特殊車両以外の車両が車両制限令の適用を除外される理由は、同じであるのか、それとも異なるのか、具体的に示されたい。

八 米軍特殊車両の通行に関しては、わが国内においては、いかなる法令の規制に服しているのか。

九 米軍特殊車両の通行に関して、日米間で日米合同委員会合意による「取り決め」があると聞いている。その「取り決め」の当事者、作成年月日及びその内容を明らかにされたい。また、その「取り決め」は口頭によるのか、文書化されているのか、示されたい。

十 前記「取り決め」の性格を明らかにされたい。それは、法的拘束力を持つのか、それとも単なる日米間の紳士協定なのか、明らかにされたい。

十一 前記「取り決め」が単なる紳士協定だとすれば、米軍特殊車両の通行に関しては、何らわが国内法の規制に服さないこととなるのかどうか、明らかにされたい。

十二 米軍特殊車両は一般国際法のみを遵守していれば、何らわが国内法の規制に服せしめなくともよいと政府は考えているのか。

十三 (1) 今回の沖縄県下における米軍特殊車両による事件及び事故は、何れも日米間の「取り決め」さえも遵守していないと聞いているが、政府はどのように認識しているか。

(2) この「取り決め」無視に対して、政府はどのように対応したか。かつまた、今後この種事故の再発防止のために、どのような対策を採るつもりか、明らかにされたい。

(3) また、米軍特殊車両による今後の事故の再発防止を、政府は何によつて担保するか、明らかにされたい。

十四 今回の一連の米軍特殊車両の事故に関連して、世にも不可解なことは、米軍特殊車両の通行に関して日米合同委員会において「取り決め」られている合意内容の公表を政府がしぶつていくことである。それは単に外交上の交渉事項に関わるといふ形式的な理由によるのか。それとも、その内容を秘匿すべき実質的な理由によるのか。前者なのか後者なのか明確に答弁されたい。

右質問する。